

第 98 期定時株主総会 インターネット開示情報

目次

【事業報告】	P 1
会計監査人の状況.....	P 2
会社の体制および方針.....	P 3
利益配分に関する基本方針.....	P 7
 【連結計算書類】	P 8
連結株主資本等変動計算書.....	P 9
連結注記表.....	P 10
 【計算書類】	P 19
株主資本等変動計算書.....	P 20
個別注記表.....	P 21

(2021 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日まで)

井関農機株式会社

上記事項の内容は、法令および当社定款第 19 条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆さまに提供しているものであり、監査役および会計監査人が監査報告を作成するに際して、監査をした対象の一部であります。

【事業報告】

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY 新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の会計監査人としての報酬等の額

73百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

73百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

(4) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適正であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(5) 会計監査人が行った非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「収益認識に関する会計基準」適用の対応に関する助言業務等を依頼し、対価を支払っております。

(6) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

当社の重要な子会社のなかには、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けている海外の子会社があります。

(7) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

会社の体制および方針

- (1) 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容は以下のとおりであります。
- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ア. 「井関グループ倫理行動規範」および「倫理規程」をコンプライアンス体制の基本とし、教育・研修等を通じてグループ全員に周知・徹底するものとする。
 - イ. コンプライアンスに係る通報体制として制定したグループ内部通報制度(倫理ホットライン)を、「内部通報制度運用規程」に基づき運用するものとする。
 - ウ. コンプライアンスの徹底については、コンプライアンス担当役員が統括管理し、コンプライアンスチームが中心となって図るものとする。
 - エ. 内部監査部門である内部監査部において、コンプライアンス実施状況を監査するものとし、監査結果を経営監理委員会に報告し協議するものとする。
 - オ. 取締役および使用人は、重大な法令違反等を発見したときは、遅滞なく経営監理委員会および監査役に報告するものとする。
 - カ. 反社会的勢力や団体に対しては、「井関グループ倫理行動規範」に示した行動指針に基づき、一切の関係を遮断する。また反社会的勢力の排除に向けた体制の整備と活動を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- 取締役会議事録や稟議書類等の取締役の職務の執行に係る情報については、「取締役会規程」および「文書規程」に基づき、当該情報の性質(機密性・重要性)に応じた的確に保存・管理する。また、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ア. 総合企画部を主管部とし、「リスク管理規程」に従いリスクの総合管理を行う。同部においては当社および当社グループを取り巻くあらゆるリスクの洗い出し・評価を実施し、適切な対策を講じるものとする。
 - イ. 取締役および使用人は、重大なリスクが発生したときは、遅滞なく経営会議、および監査役に報告するものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 取締役は、「権限規程」・「業務分掌規程」等の諸規程、予算制度、人事管理制度等を整備して、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するものとする。
 - イ. 取締役の職務の執行に関する重要事項については、経営会議において多面的な検討を行うこととする。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 当社は、グループ全社に係る業務の適正性・効率性を確保するため、「販売会社管理規程」および「関連会社管理規程」を基礎として、グループ各社で諸規程を整備し、連携体制の強化を図るものとする。

経営管理については、「販売会社管理規程」および「関連会社管理規程」に従い、経営上の重要事項に関する承認および業務執行状況・財務状況の定期的な報告および協議等により、子会社経営の管理を行うものとする。

- イ. リスクおよびコンプライアンス違反発生時には、グループ会社は直ちに業務主管部に通知し、業務主管部は内部監査部と連携して適切な指示を行うものとする。
- ウ. 財務報告の適正性と信頼性を確保するため、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき体制を整備、有効性を評価および改善等を行うものとする。
- エ. 内部監査部は定期的・不定期に内部統制監査を実施し、重要事項については経営監理委員会に報告・協議し、業務の適正を確保するものとする。
- オ. 子会社が、当社からの経営管理・経営指導等の内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認められた場合には、子会社はその旨を業務主管部に報告するものとする。重大な法令違反等については、業務主管部は内部監査部と連携して遅滞なく経営監理委員会および監査役に報告するものとする。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、および監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ア. 監査役が求めた場合、監査役の職務を補助すべき使用人を置くものとする。
- イ. 当該使用人の任命、異動、懲戒、評価等に係る事項については、監査役会の同意を得た上で決定するものとする。
- ウ. 当該使用人は監査役専属とし、他の部署を兼務しないものとする。

⑦ 監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 当社の取締役および内部監査部その他使用人ならびに子会社の取締役、使用人またはこれらの者より報告を受けた者（以下、これらを総称して「取締役および使用人等」という。）は、重大な法令違反等を発見したとき、または重大なリスクが発生したときは直ちに当社の監査役に報告するものとする。
- イ. 取締役および使用人等は、当社およびグループ会社の業務または業績に関する重要な事項について適宜当社の監査役に報告するものとする。
- ウ. 監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人等に対して報告を求めることが出来るものとする。
- エ. 取締役および使用人等が上記に定める報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保するものとする。
- オ. 監査役は、コンプライアンス体制および内部通報制度の運用に問題があると認めるときは、取締役および使用人等に意見を述べるとともに改善策の策定を求めることが出来るものとする。

⑧ 監査役の職務執行について生じる費用または債務の処理に係る事項

監査役の職務執行について生じる費用または債務については、監査役からの請求により速やかに前払いまたは償還するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 法令および定款に適合することを確保するための体制の運用状況

井関グループ全員が守らなければならない基本理念、行動規範を「倫理規程」に定め、小冊子「井関グループ倫理行動規範」をグループ全員に配布しております。また、年4回発行の「コンプライアンスNEWS」や事例集を用いて職場での啓蒙活動や周知に努めております。

コンプライアンスに係る通報体制は、2021年に「井関グループ内部通報制度（倫理ホットライン）」を見直し、独立した第三者機関の通報窓口設置等の改訂・整備を図りました。当該制度のポスターを各事業所に掲示し、全従業員に利用方法を周知し、制度の普及促進を図っております。

コンプライアンスの徹底については、社内横断的に組織したコンプライアンスチームが研修を中心に継続的推進を行っており、推進状況は毎月開催する経営監理委員会で全取締役・全監査役に報告されます。

コンプライアンス実施状況について、内部監査部は、監査計画に基づき監査を行い、監査結果を担当役員、経営監理委員会に報告しております。

重大な法令違反および信頼性のある財務報告の作成に重大な影響を及ぼす事象が発生・発見された場合は、遅滞なく経営監理委員会および監査役に報告されます。

「井関グループ倫理行動規範」のなかで、反社会的勢力・団体とは一切関係を持たず、いかなる名目であれ、経済的利益・便宜・特典等の供与は行わないことを明記し、総務部を対応総括部署として、事案により関係部門と協議し対応しております。

② 情報の保存および管理に関する体制の運用状況

取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書類等は、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「稟議規程」、「文書規程」に則り、保存および管理について適切に定めており、主管部門にて一元的に保存整備され、閲覧権限に従い検索できるよう管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況

「リスク管理規程」に従い、総合企画部が主管となり、井関グループに損失または不利益を与えうる要因（リスク）を極小化するため、経営会議の下部組織である「リスク統制部会」を定期的開催し、リスクの洗い出しおよび評価を行い、業務プロセスごとに予見されるリスクに対し、被害の大小・頻度の高低を再評価し、その対応策について検討をしております。

リスクへの対応の評価およびフォローすべきリスクについては、経営会議で定期的な報告を行っております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況

事業を円滑かつ効率的に遂行するため「業務分掌規程」にて業務分掌を明確にし、業務の組織的かつ適正な運営を図るため「権限規程」にて職務権限の基準を明確にしています。

また、「予算管理規程」にて予算制度を定めており、経営方針に基づく各部門の目標を計数化し予実差異分析と対策立案を行い、部門の経営活動成果とその責任を明らかにしております。

井関グループの人材育成と活用、組織の活性化については、その基本戦略を策定するために設置された

人材活性化委員会にて取り組んでおります。

取締役の職務執行に関する重要事項は、「経営会議規程」において、経営会議で審議すべき事項として定めており、多岐に亘り、かつ多面的に検討・審議を行っています。経営会議は原則として毎月2回以上、開催しております。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の運用状況

財務報告に係る全社的な内部統制に関する評価において、グループ各社の規程整備状況を確認し、業務の適正性・効率性を確保しております。「販売会社管理規程」・「関連会社管理規程」に基づき、事業計画、決算方針・報告等の経営上の重要事項に関する承認、月次業況報告書・決算期財務諸表等の報告を実施し、子会社の経営管理を行っております。

リスクおよびコンプライアンス違反発生時、グループ会社から速やかに当社業務主管部に報告され、当社業務主管部は、内部監査部へ連絡し対応策の協議を行っております。

また、労働基準法・労働安全衛生法に則り、グループ会社は、適正な労働環境を保つために労働基準監督署・消防署等の立入調査に協力し、第一報・結果について当社業務主管部、内部監査部、経営に報告する体制を整えております。

金融商品取引法における内部統制の評価は、内部監査部が監査対象部門・子会社について監査を実施し、経営監理委員会に報告しております。

⑥ 監査役の職務を補助する使用人に関する事項

該当はありません。

⑦ 監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況

取締役および使用人等は、重大な法令違反等を発見、または重大なリスクが発生した場合、直ちに当社の監査役に報告をしております。本内容は、「内部統制基本方針」および「販売会社管理規程」、「関連会社管理規程」に定めており、当該会社が直ちにかつ直接的に当社経営および監査役に報告できる体制を担保しております。

監査役は、必要に応じて取締役および内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求めています。

また、監査役は、監査実績について定期的に取り締役会へ報告し、対処すべき事項がある場合には業務主管部門が対応結果を取り締役会に報告しております。

監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社に対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をしております。また、内部監査部に対しては定期会合を年4回実施し、監査情報を共有しております。

取締役および使用人等が上記による報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けない体制は、「井関グループ倫理行動規範」、「内部通報制度運用規程」における通報者保護の概念により確保されております。

⑧ 監査役の職務執行について生じる費用または債務の処理に係る事項

監査役の職務執行による費用等について、会社は監査役の請求により償還手続をとっております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する安定的な配当を、重要政策の一つとしております。持続的な事業活動の前提として、財務の健全性の維持向上を図りつつ、収益基盤や今後の事業展開、経営環境の変化などを総合的に勘案したうえで、安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。当社の剰余金の配当は期末配当の年1回としております。

【連結計算書類】

連結株主資本等変動計算書

(自2021年1月1日至2021年12月31日)

(単位 百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益
当 期 首 残 高	23,344	13,449	14,493	△ 941	50,346	△ 91	△ 2
当 期 変 動 額							
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	3,196	—	3,196	—	—
自己株式の取得	—	—	—	△ 1	△ 1	—	—
自己株式の処分	—	△ 0	—	11	11	—	—
連結子会社の増資による持 分の増減	—	△ 21	—	—	△ 21	—	—
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動	—	35	—	—	35	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	342	4
当 期 変 動 額 合 計	—	12	3,196	10	3,220	342	4
当 期 末 残 高	23,344	13,462	17,690	△ 930	53,567	250	2

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	8,835	588	980	10,310	37	1,724	62,419
当 期 変 動 額							
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	—	—	—	3,196
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△ 1
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	11
連結子会社の増資による持 分の増減	—	—	—	—	—	—	△ 21
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動	—	—	—	—	—	—	35
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	216	327	890	△ 10	41	921
当 期 変 動 額 合 計	—	216	327	890	△ 10	41	4,141
当 期 末 残 高	8,835	804	1,307	11,201	26	1,766	66,561

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 21 社

(主要な連結子会社の名称)

(株)井関松山製造所、(株)井関熊本製造所、(株)井関新潟製造所、

(株)井関北陸、(株)井関東北、(株)井関関東甲信越、(株)井関西中部、(株)井関中四国、

(株)井関九州

2021年1月1日付で(株)井関西中部を存続会社とする吸収合併方式により、(株)井関西中部と(株)井関北陸が合併しております。これにより、第1四半期連結会計期間より(株)井関北陸は、連結範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

N. V. ISEKI EUROPE S. A. 、Premium Turf-Care Ltd.

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数 1 社

東風井関農業機械有限公司

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の主要な会社の名称等

N. V. ISEKI EUROPE S. A. 、Premium Turf-Care Ltd.

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、(株)井関松山製造所ほか 20 社の決算日は 12 月 31 日であります。

連結計算書類作成にあたっては、従来決算日が 3 月 31 日でありました IST Farm Machinery Co., Ltd. の決算日を 12 月 31 日に変更しており、2021 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日の 12 か月間を連結対象期間としております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有 価 証 券

満期保有目的の債券……………償却原価法

その他有価証券

・時価のあるもの……………連結決算末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

・時価のないもの……………主として移動平均法による原価法

② デ リ バ テ ィ ブ……………時価法

③ た な 卸 資 産……………主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

③役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく要支給額を計上しております。

(4)退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間の年数による定額法により費用処理しております。

・小規模企業における簡便法の採用

一部の連結子会社は退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5)重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

・当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

・その他の工事

工事完成基準

(6)重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債ならびに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は「純資産の部」における「為替換算調整勘定」及び「非支配株主持分」に含めて計上しております。

(7)重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理を行っております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘ ッ ジ 手 段</u>	<u>ヘ ッ ジ 対 象</u>
為替予約取引	外貨建金銭債権債務、外貨建予定取引

③ヘッジ方針

為替変動リスクをヘッジする為に、為替予約取引を行っております。なお、輸出入業務を行う上で発生する外貨建取引に対する為替変動リスクに関しては、輸出為替と輸入為替のバランスを取ること、又、借入金の金利変動リスクに関しては、主として金利負担の平準化を目的に変動金利借入金に対してヘッジする方針であります。

(8)消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(9)のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却は、発生年度以降 20 年以内で均等償却を行っております。

(10)その他の連結計算書類作成のための重要な事項

当社及び一部の国内連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1)当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

有形固定資産	84,962百万円
無形固定資産	2,290百万円
減損損失	115百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社グループは、事業用資産については継続的に収支の把握がなされている単位を基礎として資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産及び賃貸用資産については個々の物件ごとにグルーピングをしております。減損の兆候がある資産グループについては、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を下回る場合には減損損失を認識しております。

なお、当連結会計年度において、一部の連結子会社が保有する遊休資産については、今後の使用見込みがなく、土地の市場価格が下落しているため減損損失を認識しております。また、当社および一部の連結子会社が保有する事業用資産グループについては、土地の時価下落による減損の兆候を把握したため、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳

簿価額を比較した結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回るため、減損損失の認識は不要と判断しております。

②主要な仮定

事業用資産の割引前将来キャッシュ・フローの算出における主要な仮定は、事業計画の基礎となる市場環境や需要などの予測に基づいた事業ごとの売上高及び営業利益であります。

③翌年度の連結財務諸表に与える影響

減損の兆候の把握、減損損失の認識および測定にあたっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化など、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 1,714百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社グループは、繰延税金資産の回収可能性について、将来の合理的な見積り可能期間における市場環境や需要などの予測に基づいた事業計画による課税所得の見積り額を限度として、当該期間における一時差異等のスケジューリング結果に基づき判断しております。

②主要な仮定

課税所得の見積りにおける主要な仮定は、事業計画の基礎となる市場環境や需要などの予測に基づいた事業ごとの売上高及び営業利益であります。

③翌年度の連結財務諸表に与える影響

課税所得の見積りにあたっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化など、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

表示方法の変更

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、連結注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

追加情報

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(企業会計基準委員会 2020年3月31日 実務対応報告第39号)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 2018年2月16日 企業会計基準適用指針第28号)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

国内外ともに新型コロナウイルス感染症は依然残るものの、オミクロン型変異株は上期中には収束に向かい、社会活動や経済活動も緩やかに回復していくものと仮定しております。また、当社グループの販売面における影響は限定的であると想定し、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性の判断に関する会計上の見積りを行っております。

なお、現時点で入手可能な情報に基づき会計上の見積りを行っておりますが、新型コロナウイルスの更なる感染拡大や長期化による経済活動への影響は不確実性が高いため、上記仮定に変化が生じた場合は、将来の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産減価償却累計額	114,749 百万円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
担保に供している資産	
建物及び構築物	1,505 百万円
土地	2,904 百万円
計	4,410 百万円
担保に係る債務	
短期借入金	5,750 百万円
1年内返済予定の長期借入金	832 百万円
長期借入金	1,461 百万円
計	8,043 百万円
3. 保証債務	8,930 百万円
4. 受取手形割引高	4 百万円
5. 受取手形裏書譲渡高	58 百万円
6. 事業用土地の再評価	

当社において、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部（固定負債）に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法・・・・・・・・土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出

- ・再評価を行った年月日・・・2001年3月31日

- ・再評価を行った土地の期末時価と再評価後の帳簿価額との差額

△ 7,211 百万円

7. 期末日満期手形等

期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が期末残高に含まれております。

受取手形	114 百万円
支払手形	699 百万円
電子記録債務	1,448 百万円
その他（設備関係支払手形）	31 百万円
その他（営業外電子記録債務）	49 百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首の株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 の株式数 (株)
(発行済株式)				
普通株式	22,984,993	—	—	22,984,993
(自己株式)				
普通株式	378,173	672	4,800	374,045

(注1) 自己株式の株式数の増加は単元未満株式の買取りによるものであります。自己株式の株式数の減少は、新株予約権の行使による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年3月30日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	678	30.00	2021年12月31日	2022年3月31日

3. 当連結会計年度末の新株予約権 (権利行使期間の初日が到来していないものを除く。) の目的となる株式の種類及び数

普通株式 11,600 株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業活動の維持拡大に必要な資金については銀行等金融機関からの借入や社債発行にて調達しており、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、定期的に信用状況を把握することによりリスク低減を図っております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての営業債務とネットしたポジションについて先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は主として株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金及び設備投資資金であり、流動性のリスクに晒されておりますが、適時に資金繰計画を作成・更新する方法により管理しております。

なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い実需の範囲で行うこととし、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません。

((注2)をご参照ください)

(単位 百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (※)	時 価 (※)	差 額
(1)現金及び預金	14,850	14,850	—
(2)受取手形及び売掛金	21,537	21,537	—
(3)投資有価証券 その他有価証券	4,790	4,790	—
(4)支払手形及び買掛金	(20,280)	(20,280)	—
(5)電子記録債務	(18,999)	(18,999)	—
(6)短期借入金	(23,745)	(23,745)	—
(7)長期借入金	(31,193)	(31,159)	(34)
(8)デリバティブ取引	3	3	—

※. 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(4)支払手形及び買掛金、(5)電子記録債務、並びに(6)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7)長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8)デリバティブ取引

為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている受取手形及び売掛金と一体として処

理されているため、その時価は当該受取手形及び売掛金の時価に含めて記載しております。
外貨建予定取引の時価については取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定をおこなっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(連結貸借対照表計上額 263 百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、愛媛県、熊本県その他の地域において、賃貸用の事務所や土地等を所有しております。2021年12月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は90百万円(賃貸収益は売上高又は営業外収益に、主な賃貸費用は営業費用又は営業外費用に計上)、固定資産売却益は22百万円、固定資産除売却損は43百万円、減損損失115百万円であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額(百万円)			当連結会計年度末の時価 (百万円)
当連結会計年度首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
2,565	△54	2,510	2,346

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は事業用資産から賃貸等不動産への振替(144百万円)であり、主な減少額は、売廃却(91百万円)、減損損失(115百万円)であります。

(注3) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,864円47銭
1株当たり当期純利益	141円40銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

【計算書類】

株主資本等変動計算書

(自2021年1月1日至2021年12月31日)

(単位 百万円)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	23,344	11,554	2,445	14,000	962	962	△ 941	37,367
当期変動額								
当期純利益	—	—	—	—	2,924	2,924	—	2,924
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△ 1	△ 1
自己株式の処分	—	—	△ 0	△ 0	—	—	11	11
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△ 0	△ 0	2,924	2,924	10	2,934
当期末残高	23,344	11,554	2,444	13,999	3,887	3,887	△ 930	40,301

	評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等 合計		
当期首残高	△ 90	7,174	7,084	37	44,489
当期変動額					
当期純利益	—	—	—	—	2,924
自己株式の取得	—	—	—	—	△ 1
自己株式の処分	—	—	—	—	11
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	353	—	353	△ 10	342
当期変動額合計	353	—	353	△ 10	3,276
当期末残高	262	7,174	7,437	26	47,766

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券…………… 償却原価法
- (2) 子会社株式及び関連会社株式… 移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券
 - ・ 時価のあるもの…………… 決算末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - ・ 時価のないもの…………… 移動平均法による原価法

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

- デリバティブ…………… 時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 製品・販売用部品…………… 総平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- (2) 原材料・貯蔵品…………… 移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 投資損失引当金
関係会社等への投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し必要額を計上しております。
- (3) 賞与引当金
従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日から費用処理しております。過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間の年数による定額法により費用処理しております。

又、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

6. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

(1)当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

(2)その他の工事

工事完成基準

7. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1)ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘ ッ ジ 手 段

為替予約取引

ヘ ッ ジ 対 象

外貨建金銭債権債務

(3)ヘッジ方針

為替変動リスクをヘッジする為に、為替予約取引を行っております。

9. 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

10. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

有形固定資産 25,768 百万円

無形固定資産 1,257 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表に記載している内容と同一であるため、記載を省略しております。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 691 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表に記載している内容と同一であるため、記載を省略しております。

表示方法の変更

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

追加情報

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(企業会計基準委員会 2020年3月31日 実務対応報告第39号)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 2018年2月16日 企業会計基準適用指針第28号)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

国内外ともに新型コロナウイルス感染症は依然残るものの、オミクロン型変異株は上期中には収束に向かい、社会活動や経済活動も緩やかに回復していくものと仮定しております。また、当社の販売面における影響は限定的であると想定し、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性の判断に関する会計上の見積りを行っております。

なお、現時点で入手可能な情報に基づき会計上の見積りを行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の更なる拡大や長期化による経済活動への影響は不確実性が高いため、上記仮定に変化が生じた場合は、将来の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産減価償却累計額	52,984 百万円
2. 保証債務	15,772 百万円
3. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	30,306 百万円
長期金銭債権	2,698 百万円
短期金銭債務	24,101 百万円

4. 事業用土地の再評価

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部（固定負債）に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法・・・・・・・・土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出
- ・再評価を行った年月日・・・2001年3月31日
- ・再評価を行った土地の期末時価と再評価後の帳簿価額との差額

△ 4,787 百万円

5. 期末日満期手形等

期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が期末残高に含まれております。

受取手形	15 百万円
支払手形	217 百万円
電子記録債務	518 百万円
その他（設備関係支払手形）	12 百万円
その他（営業外電子記録債務）	15 百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	60,500 百万円
仕入高	61,751 百万円
営業取引以外の取引高	8,040 百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

	当事業年度期首 の株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末の 株式数（株）
普通株式	378,173	672	4,800	374,045

（注） 自己株式の株式数の増加は単元未満株式の買取りによるものであります。自己株式の株式数の減少は、新株予約権の行使による減少であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰 延 税 金 資 産)

たな卸資産評価損	33 百万円
減損損失	1,192 百万円
関係会社株式評価損	3,136 百万円
子会社株式	597 百万円
貸倒引当金	31 百万円
投資損失引当金	251 百万円
賞与引当金	27 百万円
退職給付引当金	435 百万円
資産除去債務	175 百万円
繰越欠損金	137 百万円
その他	243 百万円
<hr/>	
繰 延 税 金 資 産 小 計	6,261 百万円
評価性引当額	△5,297 百万円
<hr/>	
繰 延 税 金 資 産 合 計	963 百万円

(繰 延 税 金 負 債)

その他有価証券評価差額	115 百万円
その他	156 百万円
<hr/>	
繰 延 税 金 負 債 合 計	272 百万円

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

(単位 百万円)

会社の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
㈱キセキ北海道	直接 100.0%	当社製品の販売 役員の兼任	製品等の販売	注2 7,172	売掛金	注1 2,090
㈱キセキ東北	直接 100.0%	当社製品の販売 役員の兼任	製品等の販売	注2 7,662	売掛金	注1 2,011
㈱キセキ関東 甲信越	直接 100.0%	当社製品の販売 役員の兼任	製品等の販売	注2 10,428	売掛金	注1 2,992
㈱キセキ関西中 部	直接 100.0%	当社製品の販売 役員の兼任	製品等の販売	注2 8,029	売掛金	注1 1,873
㈱キセキ中四国	直接 100.0%	当社製品の販売 役員の兼任	製品等の販売 債務保証	注2 6,563 注7 1,919	売掛金 -	注1 2,452 -
㈱キセキ九州	直接 100.0%	当社製品の販売 役員の兼任	製品等の販売 資金貸付	注2 5,133 注4 2,750	売掛金 短期貸付金	注2 1,423 注4 3,342
㈱井関松山製造所	直接 100.0%	当社製品の製造 役員の兼任	製品等の仕入 資金貸付 土地、建物等の賃貸 債務保証 増資の引受	注3 24,352 注4 11,460 注6 782 注7 1,500 注8 3,000	支払手形 買掛金 短期貸付金 その他流動資産	注1 2,347 注1 10,313 注4 2,700 注1 80 - -
㈱井関熊本製造所	直接 100.0%	当社製品の製造 役員の兼任	製品等の仕入 資金貸付 増資の引受	注3 9,296 注4 4,580 注8 800	支払手形 買掛金 短期貸付金 -	注1 956 注1 3,045 注4 1,120 -
㈱井関新潟製造所	直接 100.0%	当社製品の製造 役員の兼任	製品等の仕入 資金貸付	注3 7,561 注4 1,850	電子記録債務 買掛金 -	注1 2,463 注1 625 -
㈱井関重信製作所	間接 100.0%	当社製品の製造 役員の兼任	資金貸付	注4 1,800	短期貸付金	注4 1,520
ISEKI France S.A.S	直接 100.0%	当社製品の販売 役員の兼任	製品等の販売	注2 4,359	売掛金	2,185
PT. ISEKI INDONESIA	直接 95.0%	当社製品の製造 役員の兼任	製品等の仕入 債務保証	注3 13,123 注7 2,547	売掛金 買掛金 -	2,588 1,529 -
㈱ISEKI トータルライフ サービス	直接 100.0%	当社グループ不動産賃貸 役員の兼任	-	-	長期貸付金	注5 1,541
IST Farm Machinery CO., Ltd.	直接 99.0%	当社製品の販売 役員の兼任	増資の引受	注8 342	-	-
東風井関農業 機械有限公司	直接 25.0%	当社グループ製品の製造 役員の兼任	債務保証	注7 2,710	-	-
井関農機(常州) 有限公司	直接 25.0%	当社グループ製品の製造 役員の兼任	債務保証	注7 1,264	-	-
東日本農機具 協同組合	間接 36.4%	当社製品の販売 役員の兼任	債務保証	注7 2,162	-	-
西日本農機具 協同組合	間接 11.1%	当社製品の販売 役員の兼任	債務保証	注7 1,333	-	-

- (注) 1 取引金額には消費税は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。
2 当社製品等を販売しており、取引条件については市場価格、総原価を勘案して、希望価格を提示し、価格交渉の上、決定しております。
3 当社製品の生産委託を行っており、取引条件については、総原価と一定の利益を勘案し、価格交渉の上、決定しております。
4 運転資金の貸付を行っており、金利については市場金利を勘案し、決定しております。

- 5 設備資金の長期貸付を行っており、金利については市場金利を勘案し、決定しております。
- 6 工場の土地、建物等の賃貸を行っており、賃貸料については、近隣の相場等を勘案し、価格交渉の上、決定しております。
- 7 銀行借入に対して当社が債務保証を行っております。
- 8 資金需要等を考慮の上、増資の引受を行っております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	2,111円34銭
1 株当たり当期純利益	129円37銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。